

# 第434回南国市議会定例会会議録

第7日 令和6年3月14日 木曜日

## 出席議員

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 斉藤正和  | 2番 松下直樹   |
| 3番 松本信之助 | 4番 西内俊二   |
| 5番 溝渕正晃  | 6番 山本康博   |
| 7番 斉藤喜美子 | 8番 杉本理    |
| 9番 丁野美香  | 10番 西山明彦  |
| 11番 神崎隆代 | 12番 植田豊   |
| 13番 西本良平 | 14番 山中良成  |
| 15番 岩松永治 | 16番 土居恒夫  |
| 17番 有沢芳郎 | 18番 前田学浩  |
| 19番 岡崎純男 | 20番 福田佐和子 |
| 21番 今西忠良 |           |

＊

## 欠席議員

なし

＊

## 出席要求による出席者

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 市長 平山耕三            | 副市長 村田功                     |
| 副市長 北條邦寿           | 参事兼総務課長兼<br>選挙管理委員会事務局長 中島章 |
| 参事兼財政課長 渡部靖        | 参事兼企画課長 松木和哉                |
| 情報政策課長 竹村亜希子       | 危機管理課長 山田恭輔                 |
| 税務課長 高野正和          | 市民課長 高橋元和                   |
| 子育て支援課長 長野洋高       | 長寿支援課長 中村俊一                 |
| 保健福祉センター<br>所長 藤宗歩 | 農林水産課長 古田修章                 |
| 農地整備課長 田所卓也        | 商工観光課長 山崎伸二                 |
| 建設課長 橋詰徳幸          | 地籍調査課長 吉本晶先                 |
| 都市整備課長 若枝実         | 住宅課長 松岡千左                   |

|                          |           |                              |         |
|--------------------------|-----------|------------------------------|---------|
| 上下水道 局 長                 | 濱 田 秀 志   | 会 計 管 理 者 兼<br>参 事 兼 会 計 課 長 | 秋 田 節 夫 |
| 福祉事務 所 長                 | 天 羽 庸 泰   | 教 育 長                        | 竹 内 信 人 |
| 教 育 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 溝 渕 浩 芳   | 生 涯 学 習 課 長                  | 前 田 康 喜 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 中 村 比 早 子 | 農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長       | 弘 田 明 平 |
| 消 防 長                    | 小 松 和 英   |                              |         |

\*—

### 議会事務局職員出席者

|         |         |   |           |
|---------|---------|---|-----------|
| 事 務 局 長 | 野 口 裕 介 | 次 | 長 門 脇 智 哉 |
| 書 記     | 三 谷 容 子 |   |           |

\*—

### 議事日程

令和 6 年 3 月 14 日 木曜日 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 1 号 令和 5 年度南国市一般会計補正予算
- 第 2 議案第 2 号 令和 5 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第 3 議案第 3 号 令和 5 年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第 4 号 令和 5 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第 5 議案第 5 号 令和 5 年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第 6 号 令和 5 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第 7 号 令和 5 年度南国市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 8 号 令和 6 年度南国市一般会計予算
- 第 9 議案第 9 号 令和 6 年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第 10 議案第 10 号 令和 6 年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第 11 議案第 11 号 令和 6 年度南国市介護保険特別会計予算
- 第 12 議案第 12 号 令和 6 年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 議案第 13 号 令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 14 議案第 14 号 令和 6 年度南国市水道事業会計予算
- 第 15 議案第 15 号 令和 6 年度南国市下水道事業会計予算
- 第 16 議案第 16 号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 17 号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第18号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市遺跡調査事業に係る附属機関設置条例
- 第23 議案第23号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市公園条例
- 第25 議案第25号 南国市立児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 南国市防災広場の設置及び管理に関する条例
- 第30 議案第30号 南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第32 議案第32号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例
- 第33 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 第34 議案第34号 南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について
- 第35 議案第35号 市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁上部工）請負契約を変更する契約の締結について
- 第36 議案第36号 高機能消防指令システム購入契約の締結について
- 第37 議案第37号 消防救急デジタル無線購入契約の締結について
- 第38 議案第38号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）について

- 第39 報告第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について  
第40 報告第2号 令和5年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について  
第41 報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について  
第42 報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について  
第43 報告第5号 損害賠償の専決処分の報告について  
第44 報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について  
第45 報告第7号 損害賠償の専決処分の報告について  
第46 報告第8号 追認した損害賠償の専決処分の報告について  
第47 報告第9号 追認した損害賠償の専決処分の報告について  
第48 報告第10号 追認した損害賠償の専決処分の報告について

＊

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第48まで

＊

午前10時3分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

＊

#### 発言の取消し

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。一般質問における土居恒夫議員からの発言の取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、発言の取消しの申出を許可することに決しました。

＊

#### 議案第1号から議案第38号まで、報告第1号から報告第10号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第38号まで及び報告第1号から報告第10号まで、以上48件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第27号の質疑を終結いたします。

議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第29号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第29号の質疑を終結いたします。

議案第30号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第30号の質疑を終結いたします。

議案第31号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第32号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） おはようございます。日本共産党南国市議団の杉本理です。

ただいま議題となっております議案第32号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例について質疑を行います。

議案の性質上、議案第33号にも関連しますが、ここで一括して取り上げます。

市長が先日述べられました提案理由によりますと、十市保育園及び十市高齢者多世代交流プラザの事業の用に供するための土地を未契約のまま利用したことにより、相手方に損害を与え、また市民に不安を与えたことから、責任の重さを痛感し、市長の給料を減額するため、本条例を制定するものでありますとされています。まさに保育園であれば、おうちの方々、そして交流プラザであれば地域の方々に不安を与えたことは間違いないと思います。

そこで、この件に関して改めて市長の見解をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

十市保育園及び十市高齢者多世代交流プラザの敷地につきまして、所有者の方と用地の賃貸借の契約が調わず、契約が切れた不法な状態で1年間保育や公民館の使用をしておりました。このような結果となったことに対しまして、長としての責任を深く感じ、私の給料の減額という形で責任を取らせていただくものでございます。所有者の方には、長期にわたり契約に対する御心配をおかけしたこと、そして保育園に通う子供たちの保護者の皆様や多世代交流プラザを利用する地域の皆様に、契約が切れた状態のまま1年が過ぎましたことに対しまして多大なる御心配をおかけし、大変申し訳なく思っております。今後は、このようなことが起こらないよう注意をしながら業務が円滑に進むよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 市長からは再び起こさないようにするというので取り組んでまいるといってお答えをいただきました。そのように取り組んでいただけたらというふうに思います。また、市長自ら減額の提案をするということで、責任を取るということで、しっかりと責任を取

るということで示されました。

なお、今回の件は、十市と稲生の保育園を緑ヶ丘に持っていくという中で起きたことということであります。十市はもちろんのこと、稲生に関しても今後トラブルがないよう進めていただくようお願いを申し上げまして、議案第32号に関する質疑を終わります。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第32号の質疑を終結いたします。

議案第33号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第33号の質疑を終結いたします。

議案第34号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第34号の質疑を終結いたします。

議案第35号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第35号の質疑を終結いたします。

議案第36号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第36号の質疑を終結いたします。

議案第37号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第37号の質疑を終結いたします。

議案第38号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第38号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第6号の質疑を終結いたします。

報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第7号の質疑を終結いたします。

報告第8号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

報告第8号追認した損害賠償の専決処分の報告についてについてお伺いいたします。

議案の性質上、第7号、第9号、第10号についても触れていただけたら幸いです。

12月議会に続いて追認議案が今議会に出されました。端的になぜこのような事態になったのかお伺いしたいと思います。関係課長にお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 杉本議員の御質問にお答えをいたします。

報告第7号損害賠償の専決処分の報告についてで報告しておりますが、その内容は、消火活動中に隣家のフェンス及び花壇を破損させてしまったため、その損害について相手方に賠償するという事案でございます。この事案のように、消防活動の中で相手方に損害を与える場合が

ありますので、消防本部としては、その対応策として消防業務賠償責任保険を掛けております。今回、その保険会社に提出する書類を財政課に確認してもらっている中で、議会に対し損害賠償の報告が必要であるということが分かりました。損害額につきましては、市から被害を受けた方に直接支払うものではなく、保険会社から相手方にお支払いをしていたため、議会への報告が必要であるということに考えが及びませんでした。そのようなことでしたので、今回報告第7号を提案させていただいております。

この報告第7号を提案するに当たり、ほかにも同じような事案がなかったか、議会への報告が抜かっているものがあつたのではないかと精査をした結果、3つの事案が見つかりましたので、報告第8号から報告第10号までの追認の報告議案を提出させていただきました。それぞれの内容につきましては、報告第8号は窓ガラスの破損の修繕、報告第9号は瓦の破損の修繕、報告第10号は墓石の破損の修繕であり、全て保険会社から直接被害を受けた方に弁償しており、全て完了いたしております。

以上が追認議案を提出した理由であります。以後このようなことがないように、注意をして事務を進めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 消防長から御答弁をいただきました。今後このようなことがないように注意をしてまいるといってお答えをいただきました。日頃の懸命な消火活動、それから救命救急活動に取り組んでる中で損害を与えること、これは十分日頃の活動の中であり得ることだと思いますので、そういったことになるのは致し方ないことはありますけれども、やはり12月議会に続いての追認ということでもありますので、この場で改めて取り上げをさせていただきました。今回は、消防長からの答弁ということではありますが、これは各課に関係することでもありますので、改めて十分気をつけていただくようお願いを申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第8号の質疑を終結いたします。

報告第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第9号の質疑を終結いたします。

報告第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第10号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号、以上2件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

報告第1号及び報告第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号及び報告第2号、以上2件はいずれも承認することに決しました。

なお、報告第3号から報告第10号まで、以上8件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

＊

#### 議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岩松永治） ただいま議題となっております議案第1号から議案第38号まで、以上38件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

#### 議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第3号 令和5年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第8号 令和6年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第13款予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

議案第9号 令和6年度南国市土地取得事業特別会計予算

議案第28号 南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第29号 南国市防災広場の設置及び管理に関する条例

議案第30号 南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第31号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第32号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例

議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

議案第35号 市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁上部工）請負契約を変更する契約の締結について

議案第36号 高機能消防指令システム購入契約の締結について

議案第37号 消防救急デジタル無線購入契約の締結について

議案第38号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）について

#### 産業建設常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

議案第7号 令和5年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第8号 令和6年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

第11款災害復旧費

議案第12号 令和6年度南国市企業団地造成事業特別会計予算

議案第14号 令和6年度南国市水道事業会計予算

議案第15号 令和6年度南国市下水道事業会計予算

議案第24号 南国市公園条例

議案第25号 南国市立児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例

議案第27号 南国市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第34号 南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について

#### 教育民生常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第4号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第5号 令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第6号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第8号 令和6年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第10号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計予算

議案第11号 令和6年度南国市介護保険特別会計予算

議案第13号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第16号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第17号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第18号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第19号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第20号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第21号 南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第22号 南国市遺跡調査事業に係る附属機関設置条例

議案第23号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

＊

○議長（岩松永治） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。明15日から21日までの7日間は、委員会審査等のため休会し、3月22日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月22日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時22分 散会